

事務連絡  
令和2年4月28日

各区市福祉事務所 }  
西多摩福祉事務所 } 生活保護担当課 御中  
各支庁 }

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言終了に伴う  
対応について（緊急一時宿泊場所）

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。  
標記の件については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（宿泊場所の確保等について）」（令和2年4月10日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応に当たっての留意点について」（令和2年4月17日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）」（以下「宿泊場所確保通知」という。）により、一部の区市において東京都が確保した緊急一時宿泊場所（ビジネスホテル）を利用しているところです。

緊急一時宿泊場所の利用については、利用期間の終了日が迫っているため、宿泊場所確保通知で示しているとおおり、終了日以降の居所の確保等について下記のとおり行うようよろしくお願いいたします。

なお、緊急事態宣言の取扱いは、国において延長を含め検討されているところであり、緊急事態宣言の期間に変更等が行われる場合は、別途連絡します。

記

1 緊急一時宿泊場所の利用期間終了後の取扱いについて

緊急一時宿泊場所利用期間終了後の取扱いについては、「緊急一時宿泊場所の利用に関するQ&Aの発出について（その3）」（令和2年4月17日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）のQ14で示しているとおおりであり、別添「緊急一時宿泊場所退所後の支援について」を参考にしながら、適切な居所（アパート、個室かつ衛生管理体制が整った無料低額宿泊所、簡易宿所等）への円滑な移行支援を行ってください。

2 緊急一時宿泊場所利用期間の延長について

緊急一時宿泊場所の利用期間については、緊急事態宣言期間終了日（令和2年5月7日チェックアウト）までと御案内していたところですが、緊急一時宿泊場所退

所後の居所の確保が困難である場合に限り、最大で利用期間を令和2年5月14日  
チェックアウトまで延長します。

■なお、今回の期間の延長はあくまで緊急一時宿泊場所を令和2年5月6日現在に  
利用している者の次の行先の確保のために設けた期間であり、新規利用者の最終の  
チェックインが令和2年5月6日であることに変わりはありません。

<担当>

福祉保健局生活福祉部保護課保護担当

電話 03-5320-4064

東京都福祉保健局生活福祉部保護課

（注）本件に関するお問い合わせは、  
（福祉保健局生活福祉部保護課）までお願いします。

。また、この申請は、  
（注）本件に関するお問い合わせは、  
（福祉保健局生活福祉部保護課）までお願いします。

品

（注）本件に関するお問い合わせは、  
（福祉保健局生活福祉部保護課）までお願いします。

（注）本件に関するお問い合わせは、  
（福祉保健局生活福祉部保護課）までお願いします。

## 緊急一時宿泊場所退所後の支援について

### 1 生活保護の申請意思がある方及び生活保護受給中の方について

#### (1) アパートへ転宅

居宅保護の原則に鑑み、別紙「住宅情報提供システムの利用における生活保護受給者の取扱いについて」（平成27年7月10日付27福保生第292号）を積極的に活用するなどして、居宅移行を進めてください。

#### (2) 保護施設・無料低額宿泊所等の施設

個室かつ衛生管理体制が整った施設を利用してください。

#### (3) 一時的な居所（民間宿泊所・ビジネスホテル等）を利用

##### ア 基準内で利用可の場合

一般住宅等を利用するまでの間、一時的な居所として利用することができます。

生活保護申請者が、やむを得ず一時的に民間宿泊所、ビジネスホテル等を利用し、生活保護が開始された場合は、その後移った一般住宅等の家賃に要する住宅扶助費とは別に日割り等により計算された必要最小限度の一時的な宿泊料等について、保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額の範囲内で支給して差し支えないこととされています。

（「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」（令和2年3月10日付厚生労働省社会・援護局保護課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡））＜例：1級地の1、1人世帯 53,700円～69,800円（実施機関ごとの定めによる。）＞

##### イ 基準を超える利用となる場合

一時的な宿泊料に係る住宅扶助基準について、これによりがたい場合は、厚生労働省社会・援護局保護課宛て協議することができます。具体的な手順については、別途通知します。

なお、実施責任は、一時的な居所を利用させた福祉事務所が負うことを念のため申し添えます。

### 2 生活困窮者自立支援制度等の利用で1以外の方について

#### (1) アパートへの転宅

TOKYOチャレンジネットの住宅情報提供システムを積極的に活用するとともに、住居確保給付金を利用するなどしてアパート転宅を進めてく



27福保生生第292号  
平成27年7月10日

各区市生活困窮者自立支援制度担当課長  
各福祉事務所長  
各支庁総務課長

殿

東京都福祉保健局生活福祉部生活支援課長  
東京都福祉保健局生活福祉部保護課長

#### 住宅情報提供システムの利用における生活保護受給者の取扱いについて

標記の件につきまして、東京都が設置しているTOKYOチャレンジネットでは、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、住宅情報提供システム（以下「本システム」という。）を構築し、各区市の自立相談支援機関に賃貸物件情報を提供することにより、生活困窮者の住宅確保を支援しております。

平成27年7月1日の住宅扶助費の改定等の動向を踏まえ、平成27年7月10日より、生活困窮者に加え、生活保護受給者の住宅確保の目的で、各区市の自立相談支援機関を通じて、福祉事務所への賃貸物件情報の提供を可能といたします。

なお、生活保護受給者に係る本システムの利用方法等につきましては、別添「住宅情報提供システムの手続き（生活保護受給者用）について」をご参照ください。

#### 【問い合わせ先】

東京都福祉保健局生活福祉部生活支援課  
担当：上野  
電話：03-5320-4072

## 住宅情報提供システムの手続き（生活保護受給者用）について

- 自立相談支援機関及び福祉事務所が、「住宅情報提供システム」による支援を生活保護受給者へ実施していく際の一連の流れを示しています。【別紙1】「住宅情報提供システムに係る手続き(生活保護受給者用)フローチャート」とともにご確認ください。
- 平成27年7月1日の住宅扶助費の改定に伴う転宅指導のほか、生活保護受給者の住宅確保の目的で、広く利用して頂けます。
- 物件情報の提供の範囲は、原則として、自区内に限りします。

### 【手続き1】

福祉事務所は、生活保護受給者の住宅確保を支援する目的で、「住宅情報提供システムの利用」を必要と判断した場合、【別紙2】支援依頼通知書（福祉事務所用）を自立相談支援機関へ提出してください。

### 【手続き2】

自立相談支援機関は、「住宅情報提供システムの利用」の【別紙2】支援依頼通知書（福祉事務所用）を受領した場合、下記手続きに基づき、本システムを利用して下さい。

### 【手続き3】

自立相談支援機関は、福祉事務所が生活保護受給者の希望や条件等を聞き取った内容を基に、本システムにおける物件情報の検索機能を活用し、福祉事務所と相談の上、地域・家賃・間取り等の物件を絞り込んで下さい。その上で、詳細情報（平面図等）を取り寄せる場合は、【別紙3】支援依頼通知書（自立相談支援機関用）に【別紙2】支援依頼通知書（福祉事務所用）を添付の上、チャレンジネットへFAX又はメールで送付して下さい。

また、詳細情報（平面図等）の提供は、原則1人当たり、支援依頼通知書提出1回につき、2件までとし月3回を上限とします。

### 【手続き4】

チャレンジネットは、【別紙3】支援依頼通知書（自立相談支援機関用）に基づき、詳細情報（平面図等）を自立相談支援機関へFAXまたはメールで送付します。

### 【手続き5】

自立相談支援機関は、詳細情報（平面図等）について、福祉事務所を通じて、生活保護受給者へ説明してください。なお、不明な点は、自立相談支援機関からチャレンジネットへ問い合わせてください。また、物件内覧を希望する場合、福祉事務所は生活保護受給者とできる限り多くの内覧日を調整し、自立相談支援機関を通じて、内覧候補日をチャレン

ジネットへ連絡して下さい。なお、福祉事務所及び生活保護受給者が直接チャレンジネットへ連絡することは不可とします。

【手続き6】

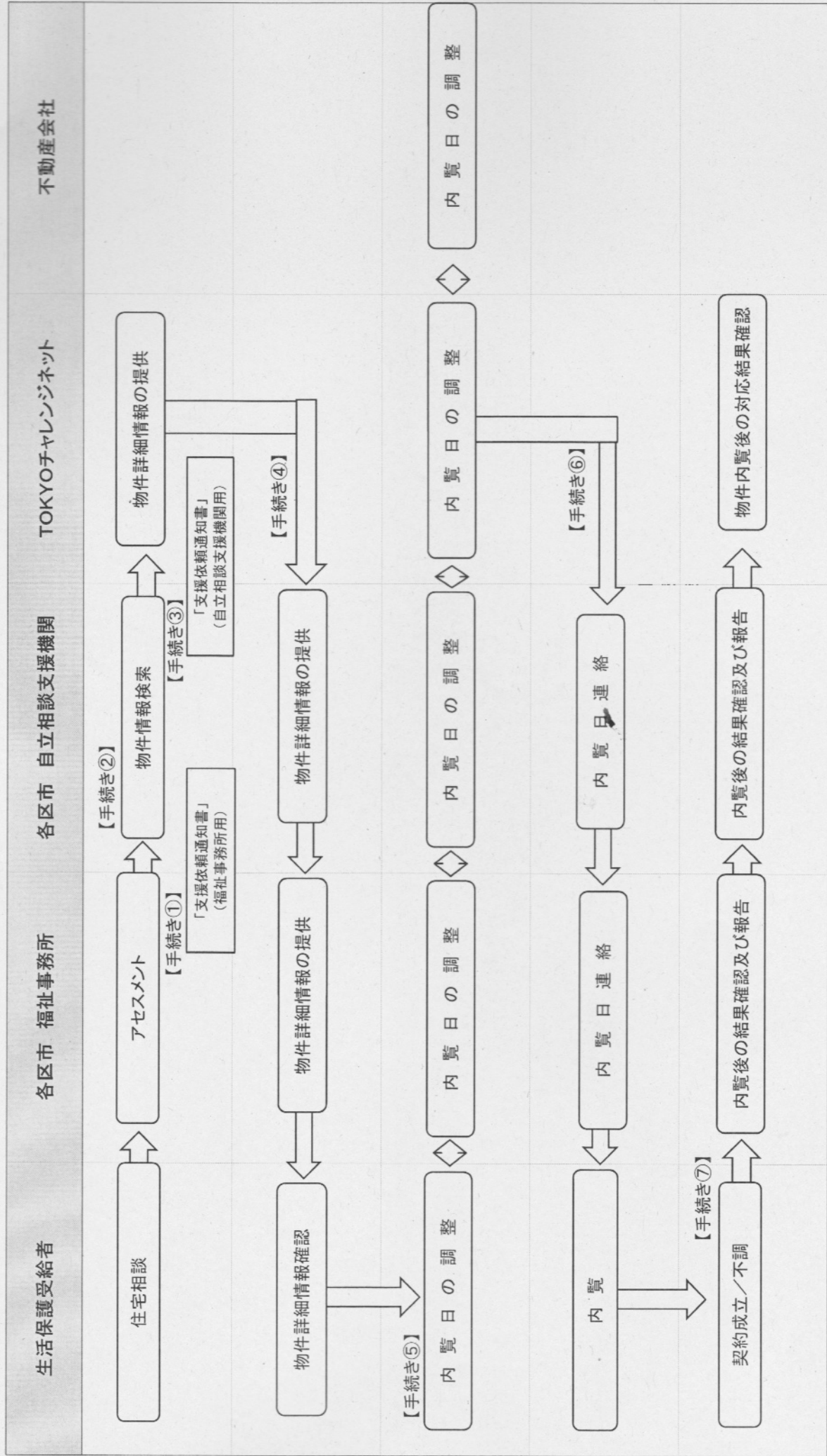
チャレンジネットは、不動産業者と物件内覧の日程等を調整した後、自立相談支援機関を通じて、福祉事務所へ内覧日に係る事項等（内覧日、内覧当日集合場所、不動産会社担当者名等）を連絡します。福祉事務所はその事項等を生活保護受給者に連絡してください。

【手続き7】

福祉事務所は、物件内覧後の対応結果（契約成立・不調など）を自立相談支援機関を通じて、チャレンジネットへ必ず報告してください。

TOKYO チャレンジネット 住宅支援窓口	
T E L	[REDACTED]
F A X	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]
(担当者:	[REDACTED])

住宅情報提供システムに係る手続き(生活保護受給者用) フローチャート





支援依頼通知書（福祉事務所用）

【別紙2】

平成 年 月 日

\_\_\_\_区市 自立相談支援機関 御中

\_\_\_\_区市  
福祉事務所長

住宅情報提供システムの利用について（依頼）

下記の被保護者について、TOKYOチャレンジネットの「住宅情報提供システム」による支援が必要であるため、支援を依頼します。

記

被保護者氏名	
生 年 月 日	
支援を必要とする理由	

【問い合わせ先】

\_\_\_\_区市 福祉事務所

担当：

電話：

メールアドレス：

支援依頼通知書（自立相談支援機関用）

【別紙3】

平成 年 月 日

TOKYOチャレンジネット 御中

\_\_\_\_区市  
自立相談支援機関  
（\_\_相談センター）

TOKYOチャレンジネットへの支援について（依頼）

下記の被保護者について、別添の\_\_\_\_区市福祉事務所長からの依頼に基づき、TOKYO  
チャレンジネットの「住宅情報提供システム」による支援を依頼します。

記

被保護者氏名：  
生 年 月 日：  
物件コード番号：  
（2件まで記入可）

【問い合わせ先】

区市自立相談支援機関 ○○相談センター

担当：

電話：

メールアドレス：